

## 第10回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年12月26日(月)午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 市役所北庁舎2階 会議室

### 3 出席者

#### 委員

佐藤 清彦 唐牛 歩 中島 紀子 青田 由幸

若松 蓉子 林 勝典 高田 妙子 大内 保史

細田三起子 門馬 忠昭 伏見伸一郎 森岡 和人

西 チイ子

#### 事務局

市民生活部長 佐々木 忠 市民課長 佐藤 弥生

市民課総合相談担当係長 馬場 千津子 主任主査 山田 一栄

### 4 欠席者

#### 委員

鈴木 理香 佐々木 孝 渡部 正孝 佐藤 拓也

### 5 会議次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 会議録署名人の指名

4. 書記の指名

5. 報告事項

(1) 第9回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告について

(2) 人権尊重の条例制定に向けた高校生との意見交換会について

6. 議事

(1) 南相馬市の人権に関する条例の制定について

(2) その他

7. 閉会

### 6 提出資料

資料1 (仮称)南相馬市ともによりそい・はぐくむ人権条例(案)

資料2 (仮称)南相馬市ともによりそい・はぐくむ人権推進会議規則(案)

資料3 (仮称)南相馬市ともによりそい・はぐくむ人権条例条文解説(案)

資料4 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書(案)

追加資料1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュール(案)

追加資料2 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(案)

## 7 会議録

### 1 開会

### 2 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。  
ございます。

本委員会も10回目の開催となりましたが、いよいよ後ろが見えてきましたので、本日の議題についても慎重審議をよろしくお願いいたします。

### 3 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。本日の会議録署名人には、若松蓉子委員と高田妙子委員を指名いたします。

### 4 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田一栄主任主査を指名いたします。

### 5 報告事項

(委員長)

前回の報告をお願いします。

(事務局)

第10回委員会の協議内容について報告

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

## 6 議事

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市の人権に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4により人権条例(案)について説明。

資料5により、条例策定までのスケジュールについて説明。

(委員長)

まず、条例の名称についてですが、皆様からのご意見はありませんか。

(委員)

市の基本計画などから引用した文言なのかの確認と、名称に「よりそい・はぐくむ」と、せっかくあるので、前文の中段で「お互いに認め合い、よりそうこと・・・」とありますから、前文下段のまとめのところで「はぐくむ」がうまく入ってくると、よりよく伝わりやすくなるのではないかと思います。

(委員長)

事務局。

(事務局)

「よりそう」については、現在策定中の復興総合計画の基本計画のなかにあるものです。二点目の「はぐくむ」については、条文の構成をみながら検討させていただきたいと思います。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

名称について、この条例は人権尊重の条例なのだから「よりそい・はぐくむ」は、後に出てくる条文の説明文でないかと思うし、この名称では、何の条例なのかわからない。何の条例なのかわかるように、人権尊重まちづくり条例としたほうがいいと思います。

(委員長)

名称を二段にして説明するというようなことも考えましたが、文書担当課では、できないとの回答であったことで、今回のようなソフトな感じになったわけです。みなさんから、もう少し意見とかありませんか。

(事務局)

名称を考えるに当たっては、どんな想いをもって作ったのかを広く伝わるように、市民に親しみやすくしたほうが良いのではという意見もありましたので、それを踏まえながら市のまちづくりの基本として寄りそうとか挑むとかがあり、さらに、人権についてどのようなことをやるのかを名称からわかってもらえるよう南相馬市らしものとして市民に理解してもらいたいという意味も含めて提案させていただいております。あとは、委員のみなさまから意見をいただいて整理していきたいと思えます。

(委員長)

みなさんから、何か考えてきたことは、ありませんか。

(委員)

名称に「人権」が入ったことはいいなと思えます。ただ、「はぐくむ」というのは、あとの目的とかには出てきますが、何をはぐくむのかまで、たどりつくのに時間を要するのではと思えますので、「ともによりそう人権条例」のような短い名称でもいいのではないかと思えました。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

何の条例なのかわかるように「人権」ということを入れたのは、確かによいです。「よりそい・はぐくむ」という、わかりやすい言葉を使ったほうが、市民が取りつきやすいし、それから、差別されたからとか、被害者にどうこうするものではなく啓蒙ということが一番であるということは、納得していますので、そうした差別されている人に寄りそう、そして、大勢の人に啓蒙していくという意味で、「よりそい・はぐくむ人権条例」のほうが、市民が、この条例ができたときに、「よりそい・はぐくむ」があると気持ちとして前向きに読んでみたくなると思えます。名称の最後に人権条例となって

いることで、このほうが私は大人から子供までとりつきやすいと思います。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

名前は入り口だと思いますので、市民のみなさんが、なんだろうと読んでみたくなるようなもののほうがよいと思います。この名称は、柔らかくて漢字ばかりでなく入り口としていいのではないかと思います。

(委員長)

その他ありませんか。

(委員)

そもそもは、人権尊重まちづくりを目指すものだったので、まちづくりということを残してもらったほうがよいと思いました。

(委員長)

そのへんについては、前文で触れていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

名称について、なかなか決められないので、もう一度、文書担当課とも協議してもらって、検討した結果を次回に報告してもらうことにしたいと思います。

その他、条文について、ご意見があればお願いします。

(委員)

前文の5行目にある「高齢福祉分野での外国人労働者の増加」とありますが、この分野に特定すべきものではないのでしょうか。他の業種でも増えているので、どういう意図なのでしょう。

(委員長)

事務局

(事務局)

それ以外もありますので、修正させていただきます。

(委員)

もうひとついいでしょうか。いくつか「市に協力」という言葉がでてきますが、「協力」でなくいっしょにやるということなので、「協力」でないほうがいいのではないのでしょうか。5条と6条にあります。

(委員長)

施策としては、市に協力してもらわないとできないところがありますけれど。

(委員)

市が作ったものに、協力してと言っているようで、ともに協力していくというような別な言い方がないかと思います。せつかく、対等な立場でやろうということを進めてきていますので。

(委員)

委員の言いたいことは、市民、事業者が主人公であって、プラス、市がやることにも協力してくださいということだと思います。

たとえば、手話言語の普及に関する法律では、市民の責務として、最初に、手話が言語であることを理解しましょうとあり、プラス、市が推進することにも協力することに努めましょうと続けているように、市民がまずやるべきことがあります、市でもやるので協力しましょうという流れにすれば、解決するのではないかと思います。事業者のところも同じです。参考になればと思います。

たとえば、5条と6条の「協力する」の部分の後ろにもっていき「・・・とともに市民は、市が実施する施策の推進に協力する」とすれば、市に協力するのが第一だということにとられなくなるのではと思います。

(委員長)

ただいまの意見のとおり、もう一度、整理してください。  
その他にありますか。

(委員)

前文のなかの「流入」という言葉は、イメージとして、困ったものが入ってくるようで、個人的には別な言葉がいいのではないかと思います。

(委員)

同じく前文に関連してですが、「子育て世帯の帰還が少ないことによる生産年齢人口の縮小から、高齢化社会への加速化がすすんだ・・・」となりますが、子どもが避難して若者世代がいなくなっていることで、分母が少なくなっていることもあるのではないかと思います。高齢者は、ほとんど減っていないので、そうなる生産年齢の問題でなく分母が減って、分子が減らないことで高齢化が進んだこととなりますので、生産年齢人口に絞ってしまうと意味合いが違ってくるのではないかと思います。

さらに、「除染のための作業員等の流入」とありますが、人権に関する条例をつくるなかで、原発で入ってきた人に問題があるとか外国人労働者が入ってきたことで、人権になにか差しさわる問題があって、なにか原因がここにあるんだというような読まれ方にもなるのではないかと思います。そうであれば、かえって、この部分はいらないと思います。

どうして南相馬市で人権条例が必要なのかというと、震災があり原発事故があり、住む所がなくなり、避難しなければならない、その中には、災害関連死があり、死ななくていい人がかなり亡くなった。風評被害はあったり、差別があったり、家族の分断など。そういうことで、問題が起きてきたのですから南相馬としては、そちらを原因とするべきで、外から入ってきたことなどではないじゃないかと考えます。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

前文で先ほども、でしたが、外国人労働者が増えたのが高齢福祉分野だけで増加していると捉えられてしまいますので、「高齢福祉分野での」は、「いろいろな分野で」としてはどうでしょうか。

(委員長)

文言については、いろいろあると思いますが、いま、ご意見があった生産年齢と流入のところなどを見直ししてもらって、前文については、方向性としては、このまま大きな変更をしないでいくことでお願いしたいと思います。パブリックコメントにかける前に委員には、周知できますか。

(事務局)

1月19日の前に、委員会の開催を調整させていただきます。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

第8条の人権啓発のところ、最初は対象者を書いていて、後ろは方法を書いています。啓発方法として「メディア等を活用した人権啓発」とあるところに、その目的を入れてまとめたほうがいいのではと思います。

また、いろいろなところで、「人権の尊重するまちづくり」という言葉がありますが、「人権の」ではなく「人権を」だと思います。

(事務局)

意味が違いますので、修正いたします。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

前文の下から4行目の「基本であること」を「基本とすること」の方が良いと思います。

(委員長)

その他ありますか。

(委員)

第3条の解説で、「障がい」についての説明が抜けていて、最後の例のところで、「障がい」が入っているので、この辺のところを整理した方がいいと思います。

(事務局)

漏れてしまったこともあるので、整理させていただきます。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

第1条の目的で、「意識」するのではなく、「守る」というような言い方の方

がいいのではないかと思います。また、最後の「めざすこと」は、解説に合わせて「実現する」としたほうが整合性もとれるし、方向性がはっきりすると思います。そのほかに、「個人の尊厳が尊重される」という言い方はあるのかなと思いましたので、ほかのところで尊厳を守るという言い方もしていることから整理したほうがいいのでは。

(委員)

解説の5ページで、一行目の「漠然」という言葉は別なものがよいと思います。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

解説の9ページの人権教育の最後で、「最低限の知識」という言葉は、市民に対してどうなのかなと思いますので、修正した方がいいかと思います。

(委員長)

いろいろ意見が出ましたので、地域協議会やパブコメにかける前に修正するところは修正してください。日程としてはどうなりますか。

(事務局)

次回開催ですが、1月の16日か17日で調整させていただきます。

(委員長)

それでは、次回の開催を1月16日か17日としたいと思います。  
その他でなにか皆様からありますか。

(発言なし)

(委員長)

ほかになければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

## 7 閉会